

宮古管内県単漁港維持修繕（宮古地区ほか）業務委託 特記仕様書

1 適用範囲

この特記仕様書は「宮古管内県単漁港維持修繕（宮古地区ほか）業務委託」（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定めるものである。この仕様書に記載のない事項は、「漁港漁場関係工事共通仕様書（令和7年5月（水産庁）」、「岩手県県土整備部共通仕様書（土木工事）（令和8年4月1日以降適用（岩手県県土整備部）」によるものとする。

2 目的

本業務は、岩手県沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センターが管理する下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡岩泉町、宮古市の漁港（島の越漁港、茂師漁港、田老漁港、重茂漁港、音部漁港）における維持修繕を行うものである。

3 業務場所

宮古市田老地内ほか

4 委託期間

本業務の委託期間は令和9年3月19日までとする。

なお、委託期間には、作業日数、準備日数、後片付け日数のほか休工日（土曜日、日曜日、祝祭日、天候による休工日、連休等）を含むものである。

5 業務概要

附属工 1 式

浚渫工 1 式

臨港道路 1 式

排水構造物工 1 式

6 業務内容

別添設計書のとおり。

なお、当初設計は一般工種及び数量での想定設計としていることから、本業務契約期間中に、漁港維持管理上必要と認められる作業等については別途発注者の指示によるものとする。

7 法定外の労災保険の付保

本業務において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

8 履行報告

受注者は、業務期間中の履行状況について監督職員と協議のうえ提出すること。

9 提出資料

受注者は漁港漁場関係工事品質管理基準に基づき、次の資料を整理のうえ提出するものとする。

(1) 出来形管理資料

- (2) 品質管理資料
- (3) 工事写真管理資料
- (4) 完成図
- (5) その他監督職員が必要と認めたもの

10 安全・管理・訓練

(1) 安全教育及び訓練等

漁港漁場関係工事共通仕様書第1篇第1章第3節安全管理1-3-3 安全教育及び安全訓練等の実施によるものとする。

(2) 保安施設等

本業務の履行場所は、日常の漁業生活と密接な関係があるため、作業中は作業区域に標識・警戒等を設置し、通行の安全及び利用の確保に努めるものとする。

(3) 過積載防止

- 1) 受注者は、積載超過防止対策の方法を作業計画書に明記するとともに、「安全訓練等の実施状況」に準じ点検記録を作成し監督職員に提出するものとする。
- 2) 受注者は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用に努めるものとする。

11 業務の施工

以下に、作業別に特記事項を記載する。

(1) 共通事項

ア．作業着手の事前調査

作業着手前に作業場所の確認を行い、監督職員と協議のこと。

イ．各漁港の漁業協同組合との協議

作業着手前に各漁港の漁業協同組合に作業内容を説明し、利用との調整を行うこと。

12 業務計画と連絡体制

受注者は、予め連絡系統や建設機械保有状況等を記載した作業計画書を監督職員へ提出するものとする。また、緊急時の連絡として、速やかに連絡が可能な体制を確立するものとする。

13 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は、本業務の作業にあたり、疑義が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議のうえ決定とする。
- (2) 業務打合簿について
業務打合簿の様式については、別紙の様式を使用するものとする。

別紙

業 務 打 合 簿

[illegible]

漁港漁村 課 長	主 任 監督員	監督員			

※回覧の欄の職名については、適宜修正して使用すること。